



2012年2月14日

各 位

会 社 名 日本電気硝子株式会社
代 表 者 名 社 長 有 岡 雅 行
コ ー ド 番 号 5 2 1 4 東証・大証第一部
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 松本 元春
TEL 077 (537) 1700

ブラウン管用ガラスに関する韓国公正取引委員会の決定への対応について

昨年12月12日に、当社に対する韓国公正取引委員会のブラウン管用ガラスに関する決定についてお知らせしましたが、本年1月、当社は同決定の正式通知を、また当社の子会社である Nippon Electric Glass (Malaysia) Sdn. Bhd. (“NEG マレーシア”) も同様の通知を、同委員会よりそれぞれ受領しました。当社および当社より2005年10月に該当事業を承継したNEG マレーシアは、本件に関する韓国公正取引委員会の調査に全面的に協力してまいりました。上記を受けて当社は、同委員会の決定内容を精査しつつ、裁判所への決定取消の提訴も含め対応を検討してまいりました。当社およびNEG マレーシアとしては、自らの主張が認められず、決定内容に必ずしも承服できるものではないものの、提訴した場合の対応の長期化やこれに伴う費用、事業全体への影響等を慎重かつ総合的に勘案した結果、今般、決定に基づく課徴金（当社：3,713百万ウォン（約260百万円）、NEG マレーシア：37百万ウォン（約2.6百万円））を支払うことといたしましたので、お知らせいたします。

尚、今年度第3四半期決算において、課徴金相当額を競争法関連損失として計上しており、本件による業績予想への影響はありません。

以 上